

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	… 4
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	… 8
外国船舶の重大な欠陥に対する出港差し止め処分状況	… 11

平成24年8月7日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年8月7日	
(2) 事業者の氏名又は名称	ジェイアールバス関東株式会社 代表者万代典彦	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都渋谷区代々木2-2-2 (東京支店営業所) 東京都江東区塩浜2-18-13	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日 車	
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	
(6) 違反行為の概要	平成23年10月7日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)運行管理者の講習(運輸規則第48条の4第1項)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	3点
	当該事業者の累積点数	3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成24年8月7日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジェイアールバス関東株式会社 代表者万代典彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都渋谷区代々木2-2-2 (東京支店営業所) 東京都江東区塩浜2-18-13
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成23年10月7日、西日本ジェイアールバス株式会社大阪北営業所に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 3 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成24年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年8月7日	
(2) 事業者の氏名又は名称	関東自動車株式会社 代表者塩浦綾子	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-6-18 (岩槻営業所) 埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎2248-3	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 285日車	
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条	
(6) 違反行為の概要	平成23年11月21日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	29点
	当該事業者の累積点数	30点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年8月7日	
(2) 事業者の氏名又は名称	関東自動車株式会社 代表者塩浦綾子	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-6-18 (富士見営業所) 埼玉県富士見市大字東大久保104-3	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日 車	
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項	
(6) 違反行為の概要	平成23年11月4日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	1点
	当該事業者の累積点数	30点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成24年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年8月7日	
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社司観光 代表者澤田久司	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県八潮市鶴ヶ曽根152-1 (水戸営業所) 茨城県東茨城郡城里町徳蔵436-1	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 380日車	
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条	
(6) 違反行為の概要	平成23年5月30日、監査を実施。21件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(3)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第1項)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(11)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(14)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反(運輸規則第42条第1項)、(17)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条)、(18)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(19)補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(20)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)、(21)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	38点
	当該事業者の累積点数	38点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成24年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	西東京観光バス株式会社 代表者保坂雅彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県甲府市住吉本町1410 (本社営業所) 山梨県甲府市住吉5-22-13
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 13 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成24年7月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成24年7月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	草加ダイヤモンド交通有限会社 代表者三上秀樹 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県草加市青柳3-29-14 (営業所) 埼玉県草加市青柳3-29-14
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5) 主な違反事項	道路運送法(以下、法)第27条第1項、旅客自動車運送事業運輸規則第68条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年1月23日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第37条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)指導主任者の選任・退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)
(7) 違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 2 点 (埼玉運輸支局内) 2 点 (関東運輸局内) 2 点 (当該営業所) 2 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成24年7月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成24年7月24日
(2)事業者の氏名又は名称	新原 勝彦
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都三鷹市 (営業所) 東京都三鷹市
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6)違反行為の概要	平成24年2月27日、調査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 6 点 (東京運輸支局内) 6 点 (関東運輸局内) 6 点 (当該営業所) 6 点

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
 <平成24年7月分>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成24年7月24日		
(2) 事業者の氏名又は名称	NK観光有限会社 代表者中本邦彦 本社営業所		
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県水戸市見川5-302-3 (営業所) 茨城県水戸市見川5-302-3		
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(185日車)		
(5) 主な違反事項	道路運送法(以下、法)第9条の3第1項、法第15条第3項、法第20条、法第27条第1項		
(6) 違反行為の概要	平成24年2月29日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(法第15条第3項)、(3)営業区域外運送違反(法第20条)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(5)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(8)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)		
(7) 違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者)	33 点	
	(茨城運輸支局内)	33 点	
	(関東運輸局内)	33 点	
	(当該営業所)	19 点	



平成 24 年 8 月 10 日

問い合わせ先

関東運輸局 海上安全環境部 外国船舶監督官

担当：寺田、山崎

電話： 045-211-7264

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ

外国船舶の重大な欠陥に対する出港差し止め 処分の状況について（平成 24 年 7 月）

関東運輸局では、船舶の安全運航と海洋環境の保全の観点から管内の港に入港する外国船舶に対して構造・設備の状態、船員の資格等が関係する国際条約の基準に適合しているかを検査する外国船舶監督（PSC：ポートステートコントロール）を実施しています。

7月、管内において PSC を実施した外国船舶 96 隻のうち、重大な欠陥として是正終了まで出港を差し止める処分を行った船舶は 1 隻で、概要は下記のとおりとなっています。

記

拘留処分を受けた外国船舶（平成 24 年 7 月分）

船名 船種 IMO 番号 ^{注1}	建造年 旗国 総トン数	船会社 ^{注2}	検査場所	拘留日 解除日	重大な欠陥内容
DA HANG 1 一般貨物船 8603145	1986 カンボジア 1,478	SHANGHAI XIANGDA SHIPPING CO.,LTD	東京	H24.7.3 H24.7.5	・一等航海士免状の裏書き 証明がない。

注 1 国際海事機関船舶識別番号

注 2 ISM（国際安全管理）コード適用船の場合は ISM 証書の船会社。適用船でない場合は船主